

神戸市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準等を定める条例

(平成24年12月20日神戸市条例第36号)

制定 平成24年12月20日条例第28号
改正 平成27年3月31日条例第40号
改正 平成30年3月30日条例第29号

(趣旨)

第1条 この条例は、老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第17条第1項及び第2項の規定等に基づき、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

(特別養護老人ホームに配置する職員及びその員数に関する基準)

第2条 法第17条第1項に規定する条例で定める基準（同条第2項第1号に係るものに限る。）は、次条及び第4条に定めるもののほか、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号。以下「基準省令」という。）第1条第1号に定める基準に定めるところによる。

(施設長の資格要件)

第3条 前条の規定に基づき基準省令第5条第1項（第42条、第59条及び第63条において準用する場合を含む。）の規定を適用する場合においては、同項中「若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者」とあるのは「、同法第2条第2項第3号若しくは第3項第4号に規定する事業に連続して2年以上従事した者、介護福祉士、介護支援専門員、医師若しくは看護師である者」とし、「これらと同等以上の能力を有すると認められる者」とあるのは「施設長の責務を果たす上で支障がないものと市長が特に認めた者」とする。

2 施設長は、暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。第13条において同じ。）であってはならない。

(夜勤職員の配置に関する基準)

第4条 夜間及び深夜の時間帯に勤務する職員のうち1人以上は、医師、看護師、準看護師、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の2第1項の適用を受ける者、同法附則第4条第1項に規定する認定特定行為業務従

事者認定証の交付を受けた者又は介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年法律第72号）附則第14条第1項の認定を受けた者でなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 入所者の中に、社会福祉士及び介護福祉士法第2条第2項に規定する^{かくたん}喀痰吸引等（以下「喀痰吸引等」という。）を定期的に必要とする者がいない場合
- (2) 夜間及び深夜の時間帯に喀痰吸引等が必要となった場合における対応について定めた計画を作成し、市長と協議をした場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、入所者の安全に支障がないものとして市長が認めた場合
(特別養護老人ホームに係る居室の床面積に関する基準)

第5条 法第17条第1項に規定する条例で定める基準（同条第2項第2号に係るものに限る。）は、基準省令第1条第2号に定める基準に定めるところによる。
(特別養護老人ホームの運営に関する事項であって、入所する老人の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるものに関する基準)

第6条 法第17条第1項に規定する条例で定める基準（同条第2項第3号に係るものに限る。）は、基準省令第1条第3号に定める基準に定めるところによる。
(法第17条第2項各号に掲げる事項以外の事項に関する基準)

第7条 法第17条第1項に規定する条例で定める基準（同条第2項各号（第4号を除く。）に掲げる事項以外の事項に係るものに限る。）は、次条から第12条までに定めるもののほか、基準省令第1条第4号に定める基準に定めるところによる。
(記録の整備)

第8条 前条の規定に基づき基準省令第9条第2項（第42条、第59条及び第63条において準用する場合を含む。）の規定を適用する場合においては、同項中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。
(居室の定員)

第9条 1の居室の定員については、基準省令第11条第4項第1号イ及び第55条第4項第1号イの規定にかかわらず、4人以下とする。

(人権の擁護及び高齢者虐待の防止に係る研修の実施)

第10条 特別養護老人ホームの設置者は、事業を開始するに当たり、全ての勤務予定者に対して、人権の擁護及び高齢者虐待の防止に係る研修を実施しなければならない。

2 特別養護老人ホームの設置者は、少なくとも1年に1回以上、全ての従業員を対象として、人権の擁護及び高齢者虐待の防止に係る研修を実施しなければならない。

(入所者の計画的な受入れ)

第11条 特別養護老人ホームの設置者は、入所者の計画的な受入れに努めるとともに、日々のサービスの提供に必要な職員の配置に努めなければならない。

(入所申込者等に対する説明)

第12条 特別養護老人ホームの設置者は、サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務の体制、サービスの提供に当たって入所申込者が支払うべき費用の内容(当該費用の算出根拠及び支払方法を含む。)その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行なければならない。

(特別養護老人ホームの設置の認可に係る基準)

第13条 法第15条第4項の規定に基づき特別養護老人ホームの設置を行う社会福祉法人は、暴力団員等がその事業活動を支配するものであってはならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第4条の規定は、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律(平成19年法律第125号)の施行の日から起算して3年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(記録の整備に係る経過措置)

2 第8条の規定は、この条例の施行の日以後に完結した記録について適用し、

同日前に完結した記録については，なお従前の例による。

(基準省令の附則等により特例が定められている場合の取扱い)

3 次に掲げる規定（以下「附則特例規定」という。）において基準省令の規定の特例が定められている場合においては，この条例の規定の適用により適用されることとなる基準省令の規定について，附則特例規定を準用する。ただし，この条例に別段の定めがある場合は，この限りでない。

(1) 基準省令の附則の規定

(2) 基準省令の一部を改正する内容を含む厚生労働省令その他の省令の附則の規定

附 則（平成27年3月31日条例第40号）

この条例は，公布の日から施行する。

附 則（平成30年3月30日条例第29号）

この条例は，平成30年4月1日から施行する。